

事業番号 224

論点等説明シート

事業名	健康保険組合給付費等臨時補助金					
予算の状況 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
	予算額(補正後)	2,441	1,845	1,642	1,462	
	執行額	1,555	1,258	1,622		
	執行率	63.7%	68.2%	98.8%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		

事業についての論点等

(事業の概要)

○ 本事業は、保険財政の基盤がぜい弱なため健康保険事業の運営に支障をきたすおそれのある健康保険組合に対し、助成を行う。

(根拠法令) 予算補助。ただし、次の附帯決議を契機としている。

健康保険法等の一部を改正する法律案附帯決議(二)(昭和32年3月13日)

(二)政府は医療の国民皆保険の完全な実現を期するため、健康保険に対する国庫負担制度の根本理念を明確にし、これに伴い組合管掌の健康保険に対しても、国庫負担の途を考慮すべきである。

(論点)

○ 本事業による補助金の効果を把握すべきではないか。補助金を受けることによって解散に至らなかった健保組合はどれだけか。逆に補助金を受けても解散を余儀なくされた健保組合はどれだけか。

○ 補助金の支給が各健保組合の経営状況を踏まえたものになっていないのではないか。

○ 健保連が健保組合からの拠出金によって健保組合間の医療給付費等の財源不均衡の調整のために行う交付金交付事業があるにもかかわらず、国庫による本事業を重ねて行う必要性を検証し、本事業の見直しを行うべきではないか。